法人税法施行令第百十六条の二第一項	法第五十八条第二項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十八条第二項
	（同条第二項	（同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十八条第二項
	同条第三項又は第四項	同条第三項
	基因して同条第二項	基因して同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十八条第二項
	第百十二条第二項（	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第百十二条第二項（
法人税法施行令第百十六条の二第二項	第百十二条第二項中	同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第百十二条第二項中
	未処理欠損金額	法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額等
	「未処理災害損失欠損金額	「法第五十八条第二項に規定する未処理災害損失欠損金額
法人税法施行令第百十六条の二第三項	法第五十七条第一項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項
	欠損金額（同条第二項又は第六項	欠損金額及び個別欠損金額（同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項又は第六項
	生じた欠損金額	生じた欠損金額及び個別欠損金額
	同条第二項の規定	同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十八条第二項の規定
	同条第一項	同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十八条第一項
	欠損金額に	欠損金額又は個別欠損金額に
	生じた第五十七条第一項	生じた同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五十七条第一項
	）に	）又は個別欠損金額に
法人税法施行令第百十六条の二第四項	第百十二条第九項の	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第百十二条第九項の
	第百十二条第九項中	同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第百十二条第九項中
法人税法施行令第百十六条の三	法第五十九条第一項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十九条第一項
	同項に規定する個別欠損金額	個別欠損金額
法人税法施行令第百十七条の二	法第五十九条第二項（	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十九条第二項（

法人税法施行令第百十七条の二第一号	同項に規定する個別欠損金額	個別欠損金額
法人税法施行令第百十七条の二第二号	法第五十七条第一項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項
法人税法施行令第百十八条	法第五十九条第三項（	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十九条第三項（
法人税法施行令第百十八条第一号	法第五十九条第三項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十九条第三項
	同項に規定する個別欠損金額	個別欠損金額
法人税法施行令第百十八条第二号	法第五十七条第一項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項

2　法第七十二条の二十三第一項本文の規定によつて連結申告法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、これらの規定の例によるものとする。

法人税法第五十七条第一項	欠損金額	個別欠損金額
	この項	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額をいう。以下この目において同じ。）（地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の三第一項の規定により読み替えられたこの項又はこの項
	に算入された	又は個別帰属損金額（第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。以下この目において同じ。）に算入された
	、損金の額	、個別帰属損金額
	第五十九条第二項	同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五十九条第二項
	第五十八条第一項	同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五十八条第一項
	損金の額に算入される	個別帰属損金額に算入される
法人税法第五十七条第二項	欠損金額等（当該被合併法人等が当該合併法人等から引き継いだ欠損金額（この項又は地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられたこの項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む。）又は第六項、第四項、第五項又は第九項	未処理欠損金額等（当該被合併法人等が欠損金額等（欠損金額（この項又は地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられたこの項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む。）又は個別欠損金額をいい、同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた第四項若しくは第五項
	次項及び第八項	以下この目